北海道富良野市のスマートシティ推進に関する産官学連携にかかる協定書

富良野市（以下「甲」という。）、国立大学法人北海道大学（以下「乙」という。）及び日本オラクル株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携と協力を基盤に、富良野市のスマートシティ推進施策を共同で立案することにより、富良野市の一層の発展と飛躍を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙、丙は、相互の連携をさらに強化しながら、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより、Society 5.0を見据え、デジタル技術を活用して人々にとって住みよい環境を実現する都市「スマートシティ」をめざす富良野市の一層の発展に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第２条　甲、乙、丙は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項により緊密な連携を図るとともに、具体的な取組を一体となって実施するものとする。

(1)　甲が抱える地域課題の把握及び課題解決のために必要なデータ、情報の提供に関する事項

(2)　乙のデジタル技術の活用及びデータ分析に係る技能向上のための教育に関する事項

(3)　丙のクラウド・サービスを活用した施策の提案に関する事項

(4)　その他甲のスマートシティ推進の施策立案に関する事項

（連携の実施）

第３条　本協定に関わる連携の実施にあたり、甲、乙、丙の間で、詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年３月31年まで とする。ただし、本覚書満了の２ケ月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の申し出がないときは、本協定書が満了する日の翌日から１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第５条　甲、乙、丙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、三者による協議を行う。なお、当該合意が成立しない場合においては、甲、乙、丙のいずれかは、自己が解約を希望する日の１カ月前までに書面による通知を他の二者に対してなすこと

により、何らかの責任を負うことなく本協定を解約することができるものとする。

（秘密保持）

第６条　この協定に基づく取組において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、この協定に基づく取組に関係しない第三者に開示・漏洩してはならない。

（その他）

第７条　本協定の運用等に疑義が生じた場合は、三者において協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を３通作成し、それぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年１０月２７日

（甲）
富良野市弥生町一番一号
富良野市長
北 猛俊

（乙）
札幌市北区北八条西五丁目
国立大学法人北海道大学
総長
寶金清博

（丙）
東京都港区北青山二-五-八
日本オラクル株式会社
取締役 執行役 社長

DocuSigned by:
三澤智光
680FA3326D1D4F9...